

## 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出に係る募集要領

### 1 経緯

厚生労働省は、訪日外国人旅行者及び在留外国人が増加する中、外国人患者が安心して医療機関を受診できる体制の整備を進めることとしており、その一環として各都道府県に対し「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」（以下、「拠点的な医療機関」という）の選出を依頼するに至りました。

本県としましても、行政サービスの向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を収集し、取りまとめる必要があると考えております。そのため、以下のとおり「拠点的な医療機関」の募集を行うこととします。

### 2 「拠点的な医療機関」とは

外国人患者の受け入れを行う「拠点的な医療機関」としては、以下の2つの種別があります。

- ① 外国人患者を受け入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）  
《選出単位・選出件数》全ての二次医療圏において、1カ所以上
- ② 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関  
《選出単位・選出件数》都道府県で1カ所以上

本県では、「拠点的な医療機関」として下記の「3 選出要件」に適合し、かつ「4 留意事項」をご承諾いただける医療機関を募り、和歌山県及び医療関係者で構成する協議会で審議のうえ、選出（厚生労働省に報告）させていただくこととします。

※「拠点的な医療機関」に選出された医療機関及び当該医療機関の回答内容は、厚生労働省、観光庁（日本政府観光局（JNTO））及び和歌山県等のウェブサイト等において幅広く情報公開されます。

### 3 選出要件

- 『①外国人患者を受け入れ可能な医療機関』及び『②外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関』の共通要件

#### 【必須要件】

(1) 今後、外国人患者を受け入れる意思がある（あるいは現在受け入れを行っている）。

- ・受け入れとは、通常の受診患者および救急患者への医療提供のことです。
- ・医療ツーリスト（※）の受け入れのみ行う場合は対象外とします。

（※）高度医療や健康診断等、医療を目的に日本の医療機関を受診する旅行者

(2) 多言語での対応が可能である。

- ・言語の種類は医療機関の実情に合わせて設定するものとします。
- ・医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の対応形式は問いません。

【望ましい要件】該当がなくても申請可能です。

- (1) 自身の医療機関での受け入が困難な場合に備え、転送先の医療機関を確保していること。  
※転送先は「拠点的な医療機関」に申請していない医療機関でも構いません。

●『②外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関』にのみ必要な要件

【必須要件】

- (1) 都道府県の医療計画における三次救急医療機関であること。  
(2) 外国人患者であっても入院を要する救急医療を提供可能であること。

#### 4 留意事項

- 申請いただいた医療機関については、和歌山県および医療関係者で構成する協議会にて審議します。県全体の医療体制や地域の状況等を鑑み、審議の結果によっては、選出区分の変更あるいは選出対象としない可能性があります。
- 今回の選出結果を受け、国では、当該「拠点的な医療機関」リストと従前の観光庁による「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（以下、「受入れ医療機関」という）リストの一本化が行われる予定です。

現在「受入れ医療機関」として登録されている医療機関においては、一本化後のリストにも引き続き掲載される予定ですが、「拠点的な医療機関」として掲載されるわけではありませんのでご注意ください。

※「拠点的な医療機関」としての掲載を希望する場合は、当要領に則った申請が必要です。

- 今回選出された医療機関の回答内容が公開された際には、その情報を活用し、官公庁や民間事業者が政策・事業立案する可能性も考えられます。
- 今回の選出により、国のリストに掲載された「拠点的な医療機関」においては、外国人患者が一定数増加することが予想されますので、予めご了承ください。  
なお、「拠点的な医療機関」以外の医療機関においても、これまで通り外国人患者の診療等をお願いします。
- 「拠点的な医療機関」として選出された医療機関は、厚生労働省の補助金事業（詳細未定）を活用いただける可能性があります。
- 上記のほか、国通知もよくご確認のうえ、申請くださいますようお願いいたします。

#### 5 応募方法

次に掲げる書類・提出方法にてご応募をお願いします。

- (1) 提出書類：【別添2 回答票】 ※様式は医務課ホームページから入手いただけます。  
《URL》[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/imu\\_top.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/imu_top.html)
- (2) 提出先：和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課  
[morimoto\\_s0026@pref.wakayama.lg.jp](mailto:morimoto_s0026@pref.wakayama.lg.jp) ※メールでご提出ください。
- (3) 提出期限：令和元年6月28日（金）

#### 6 問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課 地域医療班 南・石田

Tel：073-441-2604 Fax：073-424-0425 Mail：morimoto\_s0026@pref.wakayama.lg.jp